

中小企業者対象 「マイナンバーの適正な取扱いに関する ガイドライン(事業者編)説明会」

説明会概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成28年1月1日に施行されることにより、全ての事業者において、従業員のマイナンバーの把握や書類への記載などが義務化されるため、業務フローの変更や情報システム改修などの対応が必要となります。

これを受け、中小企業者に対して、マイナンバーの適正な取扱いの促進を図り、マイナンバー制度への対応について周知するため、全国各地で説明会を開催します。

○ 実施プログラム

対象者 中小企業者
(中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。)

プログラム 所要時間：1時間＋質疑応答
①「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の制度概要及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の説明
②質疑応答等
※内容等一部変更される場合があります。予めご了承下さい。

会場

実施日 9月8日(火) 10:00～12:00

会場名 広島合同庁舎2号館2F
中国経済産業局第1会議室

住所 広島県広島市中区上八丁堀6番30号



定員 各会場50名程度

参加費 無料

お申込みについて

申込方法

説明会募集用サイト <http://www.metijoho.go.jp> からお申込みいただけます。

申込締切

セミナー開催日4日前
(但し、定員に達した時点で受付終了とさせていただきます。)

○ 主催及び実施(事務局情報)

主催 経済産業省
実施 株式会社電通パブリックリレーションズ
個人情報保護事務局
Email info@metijoho.go.jp